

道路運送法の趣旨

（目的）道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、道路運送の利用者の利益を保護するとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること

◆ 道路運送法が定めるもの

- 旅客自動車運送事業
 - 事業の種類、許可制度、運賃・料金
 - 事業者の責務（運行計画の届出等）
 - 安全運行の確保（運行管理者制度、遵守事項等）、事業改善命令制度
 - 路線の休廃止、取消手続 等
- 自家用自動車の使用

◆ 道路運送法が守るもの

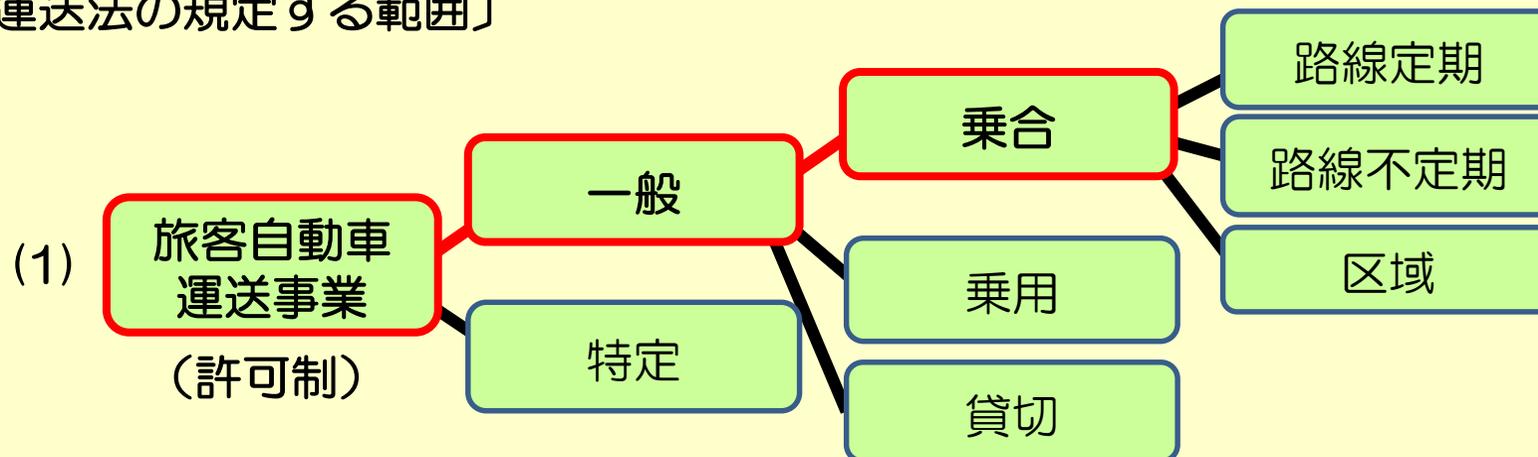
- 守っているもの → 〔安全の確保、利用者の保護（運賃・料金等）〕
- そのために必要なもの → 〔許可制度、2種免許、運行管理者制度 等〕

※法の対象ではない場合、法律上の保護は確保されない

→（自己責任：何かあったときにも保障がない）

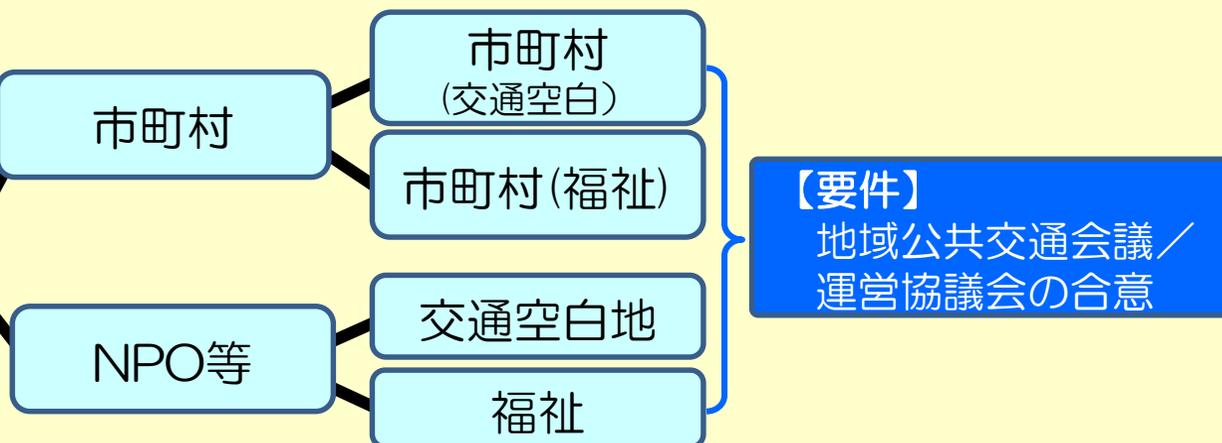
旅客自動車運送事業（事業の種類）

〔道路運送法の規定する範囲〕



- ・2006年改正で本格化
- ・2015年改正で主体の弾力化、利用者範囲拡大

(2) 自家用有償旅客運送（登録制）



〔道路運送法の規定範囲外〕

(3) 有償にあたらぬ/許可・登録を要しない輸送（＝「互助」による輸送）

自家用有償旅客運送事業(登録制)

自家用有償旅客運送の概要

- ◆2006年道路運送法改正で新規に位置づけ
 - ・既存のバス・タクシー事業者で輸送サービスが提供されない場合に、
 - ・登録を受けた市町村/NPOが、
 - ・自家用自動車（白ナンバー）を用いて、
 - ・有償で運送することを可能とする制度
- ◆安全・安心を確保するための措置：〔登録制度〕
 - ・安全確保 = 2種免許 または 1種免許+講習、運行管理の責任者の選任等
 - ・利用者保護 = 対価揭示、損害賠償措置

自家用有償旅客運送の種類

市町村が実施

交通空白地

福祉

NPO等が実施

交通空白地

福祉

実施の要件

地域公共交通会議の合意

運営協議会の合意

